



今月の特集

- ① 2013年問題が引き起こす影響
- ② 雇用保険給付金に関する変更点

2013年問題が引き起こす影響

■ 2013年問題とは？

60歳になっても年金が支給されない問題をいいます。

現状、60歳から支給されていた老齢厚生年金が、厚生年金保険法の過去の改正により、最終的には65歳から支給することになっています。しかし、受給権者にとって、大変不利益になることを踏まえ、支給開始年齢を60歳から65歳まで段階的に引き上げ、最終的に65歳から支給という移行措置がとられています。この段階的引き上げにより、2013年4月2日以降に60歳を迎える男性から、初めて60歳になっても老齢厚生年金をもらえない世代となります。

なお、女性は5年遅れのスケジュールとなるため、2018年4月2日以降に同様の問題が生じます。

■ 影響①：定年再雇用の同日得喪

現状、60歳以降（～64歳）に退職後継続再雇用された場合、社会保険では同日得喪をすることができ、再雇用後の賃金で保険料控除することが可能ですが、同日得喪の要件の1つとして、「特別支給の老齢厚生年金の受給権者」である必要があります。

2013年4月2日以降に60歳を迎える男性は、60歳になっても特別支給の老齢厚生年金の受給

権者ではないため、要件が満たせず、60歳時点での同日得喪はできなくなります。そのため、60歳に継続再雇用され、賃金が低くなった場合、再雇用された月以降、従前の高い標準報酬月額で保険料が控除されることとなります。（3ヵ月後に随時改定の対象となる可能性はあります）

■ 影響②：高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付は、60歳以後の給与が75パーセント未満になった場合支給されますが、60歳になり年金がもらえなくなったとしても、高年齢雇用継続給付金の要件は変わらないため、被保険者の収入が少なくなる可能性があります。

■ 影響③：高年齢者雇用確保措置

2013年問題を回避するため、希望者全員が継続雇用制度の対象となるように、高年齢者雇用安定法を改定する案が、国会に提出され審議中です。

【現状】※下記のいずれかの措置を講じなければならない

- 1.定年の引き上げ
- 2.継続雇用制度の導入
⇒対象者を労使協定で定めることができる
- 3.定年の定め廃止

※雇用確保措置の上限年齢は、年金支給開始年齢の引き上げにあわせて引き上げられます。2013年度からは65歳です。

【改正後】※下記のいずれかの措置を講じなければならない

- 1.定年の引き上げ
- 2.継続雇用制度の導入
⇒希望者全員を再雇用するよう企業に義務付ける
- 3.定年の定め廃止

※2013年度の施行段階で全面導入は行わず、2～5年の猶予期間を検討。

それぞれ猶予措置がとられる可能性もありますので、今後の動きに要注意です

雇用保険 給付金に関する変更点

雇用保険基本手当日額、雇用継続給付金の支給限度額等は、毎年8月1日に変更となります。これは、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減をもとに決定されます。

■ 基本手当日額

基本手当日額（失業給付1日当たりの金額）は、離職前の賃金日額（離職した日の直前6ヶ月に毎月決まって支払われた賃金から算出した額）に基づいて算定しております。

<上限額>

- ・29歳以下：
（賃金日額）12,910円⇒12,880円
（基本手当日額）6,455円⇒6,440円
- ・30～44歳：
（賃金日額）14,340円⇒14,310円
（基本手当日額）7,170円⇒7,155円
- ・45～59歳：
（賃金日額）15,780円⇒15,740円
（基本手当日額）7,890円⇒7,870円
- ・60～64歳：
（賃金日額）15,060円⇒15,020円
（基本手当日額）6,777円⇒6,759円

<下限額>

- ・年齢に関係なく：
（賃金日額）2,330円⇒2,320円
（基本手当日額）1,864円⇒1,856円

■ 高年齢雇用継続給付金

<支給限度額>

344,209円⇒343,396円

支給対象月に支払いを受けた賃金が支給限度額以上であるときは、高年齢雇用継続給付金は支給されません。また、支給対象月に支払いを受けた

賃金額と高年齢雇用継続給付金として算定された額の合計が、支給限度額を超えるときは、343,396円（支給対象月に支払われた賃金額）が支給額となります。

<最低限度額>

1,864円⇒1,856円

高年齢雇用継続給付として算出された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

<60歳到達時の賃金月額>

- ・上限額：
451,800円⇒450,600円
- ・下限額：
69,900円⇒69,600円

■ 育児休業給付

<支給限度額>

- ・上限額：
215,000円⇒214,650円

初日が2012年8月1日以後である支給対象期間から変更となります。

■ 介護休業給付

<支給限度額>

- ・上限額
172,080円⇒171,720円

同じく、初日が2012年8月1日以後である支給対象期間から変更となります。

猛暑が続きますが、熱中症、夏バテにはお気を付けてお過ごしくださいませ。

【発行元】SATO社会保険労務士法人 東京オフィス
〒170-0005
東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5階
TEL: (03) 6831-3310